

山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、独身男女の出会いと結婚に資するため、宮城県が設置するみやぎ結婚支援センター（以下「支援センター」という。）に入会した者に対して、予算の範囲内で山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、山元町補助金等交付規則（平成4年山元町規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和3年9月20日以後に支援センターに入会した者であること。
- (2) 町内に住所を有し、かつ、現に婚姻をしていない者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻を予定する者を除く。）であること。
- (3) 山元町行政サービス制限実施要綱（平成21年山元町告示第15号）第2条に定める公共料金の滞納者でないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が適当でないと認めた者でないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、支援センターの入会登録料とする。

(助成金額)

第4条 助成金の交付額は、助成対象経費の額又は11,000円のいずれか少ない方の額とする。

2 助成金の交付は、対象者1人につき1回とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付申請書（様式第1号）に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付請求書（様式第3号）
- (3) 助成対象経費を支払ったことがわかる領収書の写し
- (4) 本人確認ができる証明書の写し

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付決定通知書（様式第4号）により、助成金を交付しないことを決定したときは山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 町長は、前条の規定に基づき助成することを決定したときは、第5条第2号に規定する請求書に基づき指定された金融機関の口座を通じて助成金を支給するものとする。

（決定の取消し）

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、その交付の決定の全部を取り消すとともに、山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付決定取消通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により助成金を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により助成金の返還の請求を受けた者は、当該助成金を町長が定める期限まで返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、令和3年12月13日から施行し、令和3年9月20日から適用する。

（山元町行政サービス制限実施要綱の一部改正）

2 山元町行政サービス制限実施要綱の一部を次のように改正する。

別表第2の項の結婚祝金の次に次のように加える。

みやぎ結婚支援センター利用促進助成金	子育て定住推進課
--------------------	----------

（山元町結婚祝金支給要綱の一部改正）

3 山元町結婚祝金支給要綱（平成31年山元町告示第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「町が主催する結婚を目的とした事業」を「結婚支援事業」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 結婚支援事業 町が主催、共催又は支援する結婚を目的とした事業をいう。

第3条第1号中「町が主催する結婚を目的とした事業」を「結婚支援事業」に改める。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

山元町長 殿

申請者 住 所

氏 名

電 話

山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付申請書

山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付要綱第 5 条の規定により、必要書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 みやぎ結婚支援センター会員番号（ ）

3 添付書類

- (1) 誓約書兼同意書（様式第 2 号）
- (2) 山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付請求書（様式第 3 号）
- (3) 助成対象経費を支払ったことがわかる領収書の写し
- (4) 本人確認ができる証明書の写し

年 月 日

山元町長 殿

申請者 住 所
氏 名

誓約書兼同意書

山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金の交付申請に当たり、山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付要綱を遵守するとともに、次のとおり誓約し、同意します。

1 誓約事項

- (1) 山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付要綱第2条の規定に該当することを誓約します。
- (2) 上記の誓約事項に違反又は事実と相違することがあったときは、山元町の指示に従い、交付を受けた助成金の取消しがあったときは、直ちに返還します。

2 同意事項

- (1) 山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付要綱第2条第1号から第4号までに規定する対象者であることについて、山元町が保有する公簿等により町の職員が確認することに同意します。
- (2) 本助成金交付事業の評価のため、登録の結果（成婚等）について、みやぎ結婚支援センターから山元町に情報提供が行われることに同意します。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

山元町長 殿

申請者 住 所

氏 名 印

山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付請求書

山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	銀 行 店 信用金庫 農 協 所						
口座の種類	普 通 ・ 当 座						
店 番							
口座番号							
口座名義	(フリガナ)						

住 所

氏 名

山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金については、山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付要綱第6条の規定により、下記の条件を付して、金 円を、交付します。

年 月 日

山元町長 印

記

（交付の条件）

- 1 山元町補助金等交付規則及び山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付要綱に従わなければならない。
- 2 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成金を返還しなければならない。

様式第 5 号（第 6 条関係）

山元町指令第 号

住 所

氏 名

山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山元町結婚支援センター利用促進助成金については、山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり交付しないこととしたので通知します。

年 月 日

山元町長 印

記

不交付の理由

様式第6号（第8条関係）

山元町指令第 号

住 所

氏 名

山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付決定取消通知書

年 月 日付けで山元町指令第 号で決定した助成金について、山元町みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付決定を取り消すこととしたので通知します。

年 月 日

山元町長 印

記

交付の取消し理由